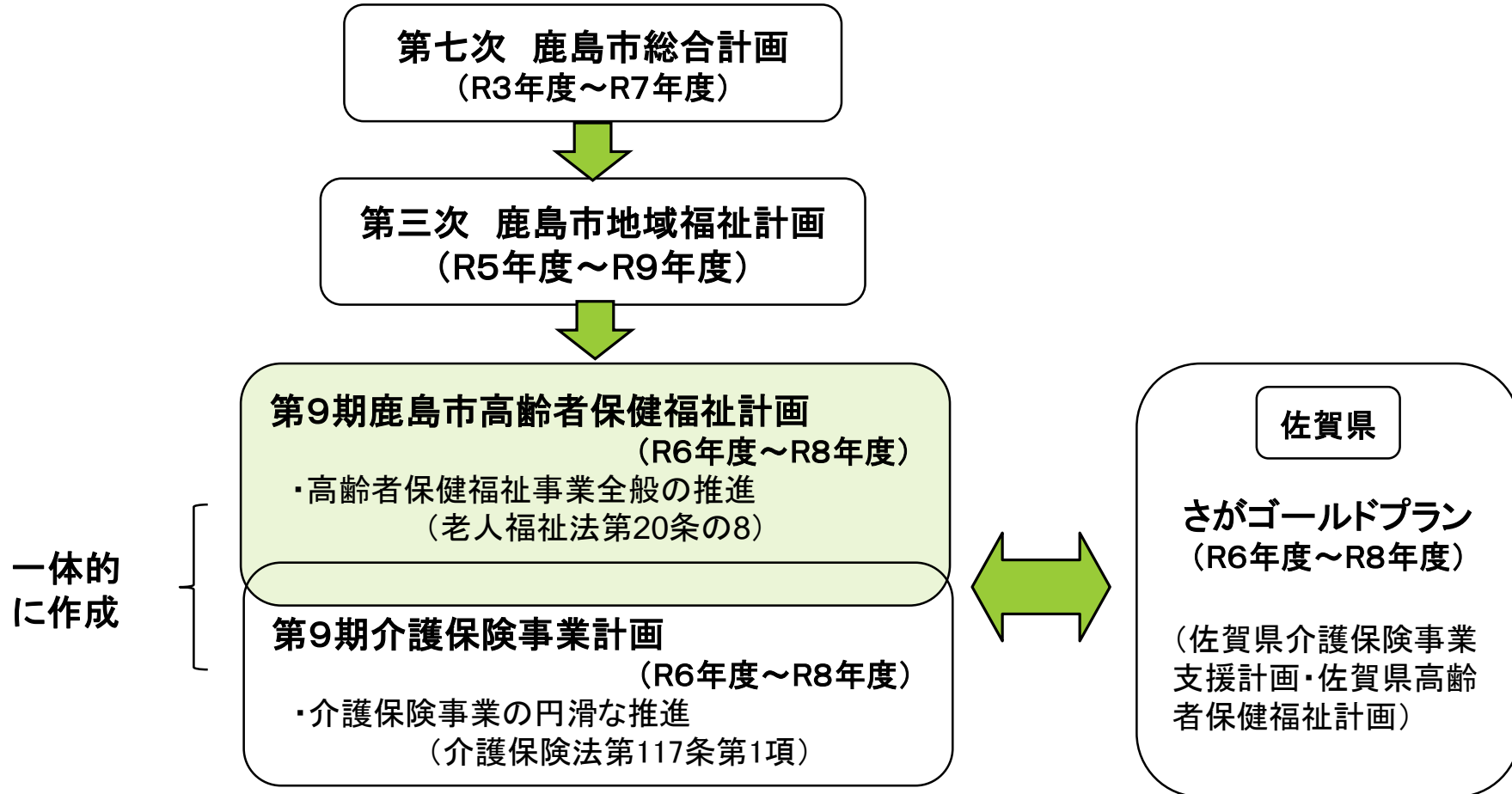


1. 計画の位置づけ及び計画期間

計画(案)P3



2. 高齢者保健福祉計画とは

計画(案)P1～3

- ・高齢者福祉事業全般の供給体制の確保に関して必要な事項を定める(P1)
- ・老人福祉法で策定を義務付けられている(P2)
- ・介護保険法に規定する「介護保険事業計画」と一体のものとして作成しなければならない(P2)
- ・「第七次鹿島市総合計画」で、基本計画の主要施策として位置づけられている(P3)

3. 計画の基本理念と重点課題

○基本理念

計画(案)P12

「生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり」

○重点課題

1. 介護予防の推進
2. 生活支援体制の充実
3. 生きがいづくりの推進
4. 地域包括ケアシステムの推進
5. 地域包括支援センターの充実
- 6. 認知症施策の推進 …… ※新規**
7. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
8. 介護人材の確保

4. 鹿島市の高齢者における現状

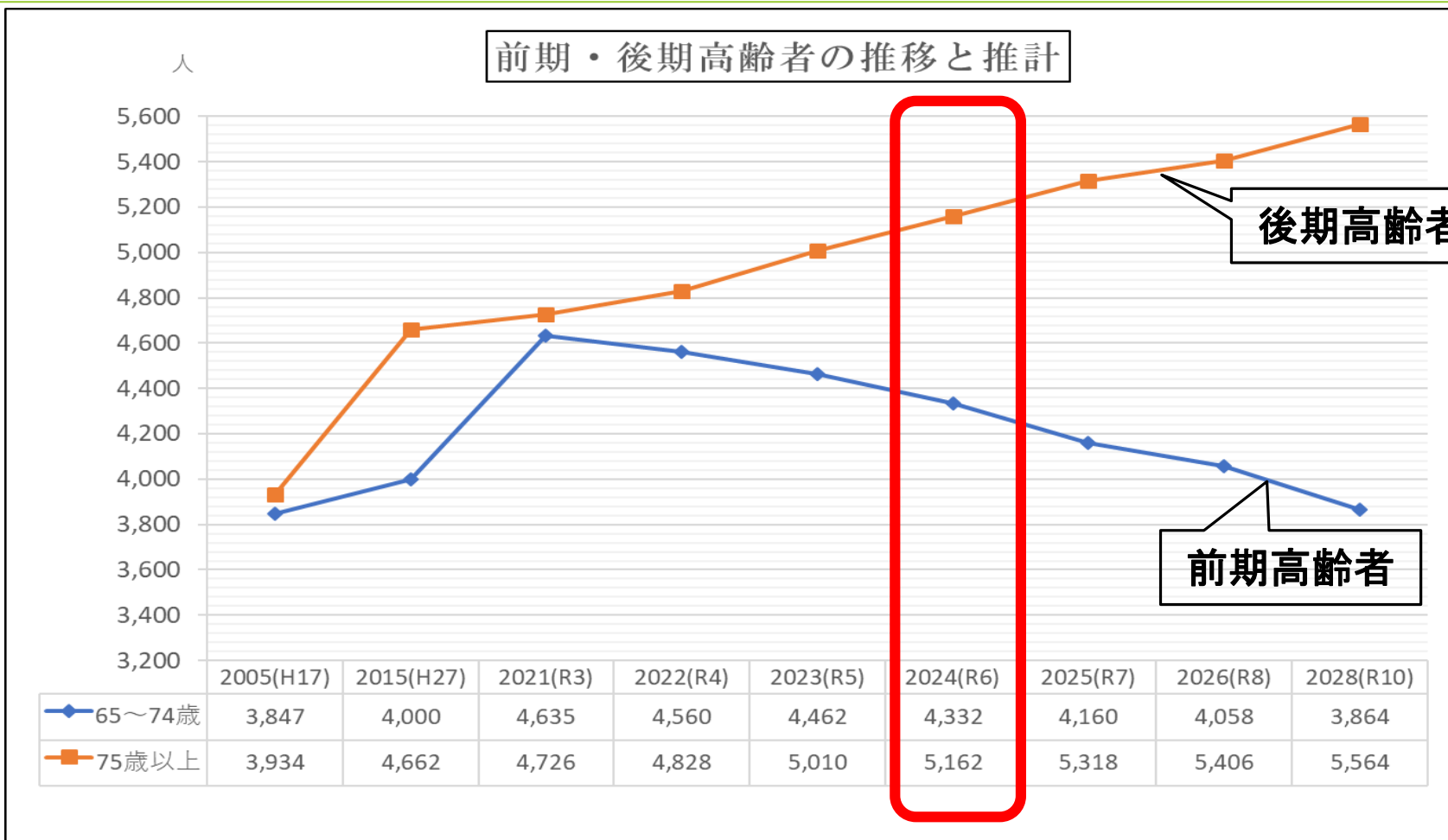
- 生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方、計画期間中には団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えることになるが、これらを見据えた対応が必要である
- 認知症高齢者の増加を見据え、認知症の人の尊厳を保持しつつ、複雑化したニーズに対する施策が必要である

H25年12月末の高齢化率	27.15%
R5年12月末の高齢化率	34.33%
R10年の高齢化率(推計)	36.6%



増加

5. 鹿島市の高齢者の推移と推計



計画(案)P5

6. 認知症施策の推進ための方策

計画(案)P39～43

- (1) 認知症の人に関する理解の増進等
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- (3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等

※ぴあカフェを開催

- (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

※「藤津鹿島地区成年後見センター」を開設

- (5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- (6) 相談体制の整備等
- (7) 認知症の予防等

7. 計画策定体制とスケジュール

計画(案)P59

○計画策定委員会

- 12名
- ・医療保健福祉の関係者(医師など)
 - ・学識経験者(大学教授など)
 - ・一般市民の代表(民生委員など)
 - ・関係行政機関(杵藤保健福祉事務所など)

○スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------------|
| R6年1月22日 | 第1回策定委員会(計画案の協議) |
| R6年2月8日 | 全員協議会(計画案の概要・スケジュール説明) |
| R6年2月中旬～3月中旬 | パブリックコメント実施(意見集約、修正) |
| R6年3月中旬 | 第2回策定委員会(最終計画案の協議、承認)、計画決定 |
| R6年3月末 | 県知事への報告 |